

文教委員会資料①

1 所管事務の調査（報告）

（１）「（仮称）川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料 「（仮称）川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 1 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

参考資料 2 （仮称）川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

こども未来局

（令和 6 年 2 月 2 日）

「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、女性支援法)が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国が策定する基本方針、都道府県が策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が位置づけられています。

女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、本市においても当該施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものです。

上記の条例を定めるに当たって、パブリックコメント手続の実施により、市民から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5年12月13日(水)から令和6年1月15日(月)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 川崎市役所本庁舎2階(情報プラザ) 各区役所(市政資料コーナー)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 川崎市役所本庁舎2階(情報プラザ) 各区役所(市政資料コーナー)

3 結果の概要

意見提出数(電子メール) 1通

4 御意見の内容

川崎市には、ホームレスの自立支援施設としても、女性専用の施設がありません。女性支援法の施行とともに、川崎市にも、女性自立支援施設の設置を要望します。

入所者一人当たりの床面積はおおむね9.9平方メートル以上となっています。かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)素案に、一時保護入所者のうち、約半数は母子で入所していると書かれていますが、6畳に母子が一部屋で暮らすことになるのでしょうか。小学生でも一人になれる場所は必要です。

また、素案の参考資料では、女性自立支援施設の入所期間が、6か月未満と3年未満の比較的長期にわたり利用者している入所者がどちらも4割弱となっています。長期にわたる場合に限らず、心が落ち

着く住環境に配慮していただきたいと思います。女性自立支援施設の設備に、図書室、パソコン室が必要ではないでしょうか。また、母子での入所のために、プレイルームなども必要ではないでしょうか。

さまざまな困難を抱える女性の支援が、当事者一人ひとりの希望に寄りそう手厚いものになることを希望します。

5 御意見に対する本市の考え方

女性支援については、神奈川県を中心に県域全体で施策を推進しています。そのため、当該施設の取扱いも含めた新法に係る今後の取組については、神奈川県及び県内政令市等と協議・検討が必要となります。いただいた御意見については「案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの」であることから、当該施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、手続きを進めていきます。

【御意見に対する市の考え方の区分】

A：御意見の趣旨を踏まえ、案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの

E：その他

項目	市の考え方の区分（単位：件）					合計
	A	B	C	D	E	
女性自立支援施設設置の要望	0	0	0	1	0	1件

パブリックコメント手続資料

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- 「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、国が策定する基本方針、都道府県が策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、**女性自立支援施設**が位置づけられています。
- 女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、川崎市においても、当該施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものです。
- 国の基準に基づき、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

1 募集期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月15日（月）まで

※郵送の場合：1/15（月）当日必着 持参の場合：1/15（月）17時15分まで

2 閲覧場所

川崎市役所本庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）

川崎市のホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

- ◆ 郵送・持参・FAX・電子メール(電子メールは専用フォームを御利用下さい。)
 - ◆ 意見書の書式は自由です。
 - ◆ 必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- * 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 送付先・問い合わせ先

子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044(200)2614 FAX: 044(200)3638

※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用下さい。

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

「女性をめぐる課題が複雑・多様化する中で、新たな支援の枠組みの構築が必要となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月に施行されます。当該法律では、目的・理念として、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を計画に規定し、国が策定する基本方針、都道府県は策定する基本計画に基づき、取組を推進することとされており、その主たる機能として、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設が位置づけられています。

女性自立支援施設については、都道府県で設置が可能とされる施設ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、政令指定都市でも設置が可能となりますので、当該法律の施行に向けて、今般、川崎市においても当該施設の設備および運営の基準に関する条例を制定するものです。

2 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆省令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆省令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

①対象施設

女性自立支援施設

②条例制定における基本的考え方

国の基準における基本方針は、女性支援法の理念に即したものであり、また、各規定は基本方針を実現するために適した基準となっていますので、国と同様の基準とします

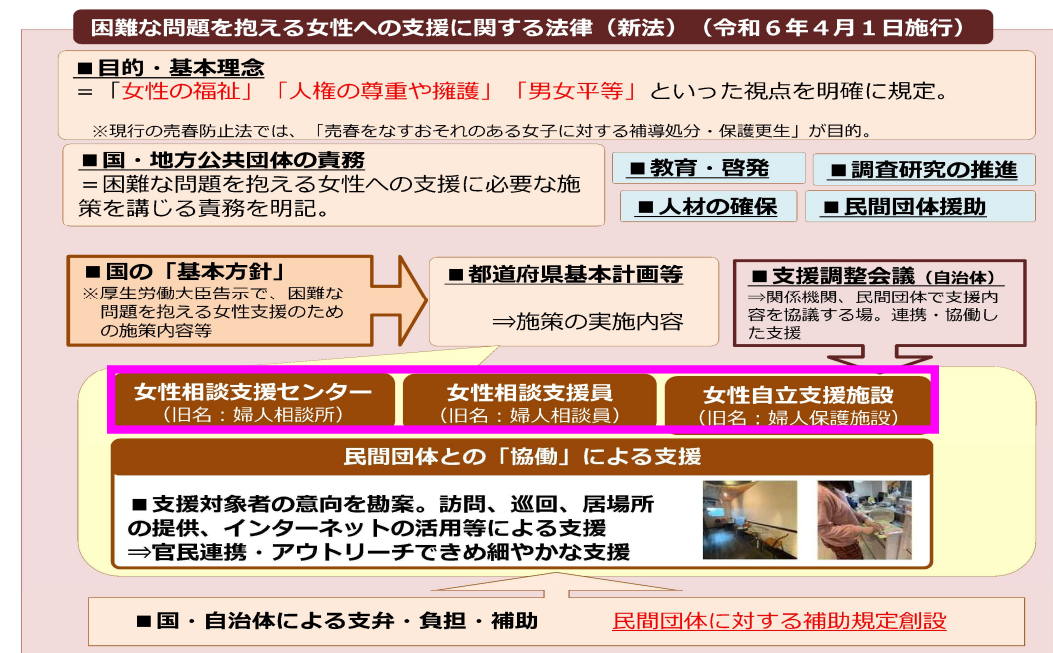
4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和6年4月1日に条例を施行します。

1 「女性支援法」の制定について (国資料抜粋)

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑・多様化。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな支援強化が喫緊の課題、「民間団体との協働」等の視点も取り入れた新たな支援の枠組みの構築が必要。

超党派の議員立法により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立 (令和4年5月25日法律第52号 : R6.4.1施行)



2 女性支援に係る公の主たる機能について

- ◎ 女性相談支援センター ※神奈川県が設置 (必置)
⇒ 相談、一時保護、医学的・心理学的な援助などについて、支援対象者の抱えている課題・背景・心身の状況を適切に把握したうえで支援
- ◎ 女性相談支援員 ※福祉事務所に配置
⇒ 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を実施
- ◎ **女性自立支援施設** ※神奈川県が設置 (公設民営)
⇒ 支援対象者の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援の実施、及び退所者への相談対応

3 女性自立支援施設の基準条例の制定について

(1) 基準条例の必要性について

- 地方自治法第252条の19第1項に「指定都市の権能」が規定されており、同規定に基づく地方自治法施行令第174条の30の2「社会福祉事業に関する事務」の規定の中で、**都道府県が処理する社会福祉事業に関する事務が指定都市に適用される**旨の規定がなされている。
⇒ 指定都市の権能として、**女性自立支援施設の設置が可能となるため、当該法律の施行とともに、当該施設の基準条例を制定する必要がある。**
- 現状、**女性支援は神奈川県を中心に県域全体で施策を推進**しているため、引き続き、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組を協議・検討
⇒ 本市の現行計画、当該施設の設置予定は無し

(2) 基準条例の概要について

- ◎ 制定する条例の名称
「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- ◎ 条例制定における基本的な考え方
国の基準における基本方針は、女性支援法の基本理念に即したものであり、また、**各規定は基本方針を実現するために適した基準**となっており、従うべき基準・標準・参酌すべき基準ともに、**国同様の内容の規定**とする。
- ◎ 基準条例の主な規定内容
 - ▶ 安全計画の策定等 (第6条)
 - ▶ 職員配置の基準 (第9条)
 - ▶ 施設長の資格要件 (第10条)
 - ▶ 設備の基準 (第11条)
 - ▶ 秘密保持等 (第12条)
 - ▶ 業務継続計画の策定等 (第16条)

4 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	
パブコメ 手続		▶ パブコメ 実施	・ 上旬 パブコメ結果 公表		令和 6年 4月 1日 施行
市議会	・ 8日 文教委員会 (パブコメ実施)		▶ 議案審査	・ 上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	